

普通車部会規約

一般社団法人長野県自動車販売店協会

(一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部)

普通車部会規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人長野県自動車販売店協会（以下「協会」という。）「部会に関する規程」第5条及び一般社団法人日本自動車販売協会連合会長長野県支部（以下「支部」という。）「規約」第34条に基づき、普通車部会の組織、業務、運営等に関し定めることを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 この部会の名称は、「普通車部会」と称し、組織は、別紙1のとおりとする。

(業務内容)

第3条 普通車部会の業務は、以下の乗用車・小型トラック販売に伴う経営改善等重要事項について調査審議する。

- (1) 割賦販売法と特定商取引法の円滑な実施及び過当販売競争の防止に関すること
- (2) 不当景品類及び不当表示の防止に関すること
- (3) 協会の事業活動（各種イベント事業、交通安全街頭活動、セーフティアドバイザー育成、環境保全活動に関する事項等）の企画・運営に関すること
- (4) その他必要と認める事項

(部会の運営)

第4条 普通車部会会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立し、出席委員の過半数の賛成により決する。
- 3 普通車部会には、協会「部会に関する規程」第8条に基づき、小委員会を設置する。

(部会委員及び小委員)

第5条 部会委員は、各会員が適任者1名を選出し、推薦名簿により届け出るものとする。

- 2 小委員及び小委員長は、部会委員の中から部会長が指名する。

(地区委員会の設置)

第6条 協会「運営細則」第6条に基づき、長野北・長野南・更埴・須高飯山・上田・小諸佐久・松本・塩尻・大町安曇・諏訪・伊那・飯田・木曾の13地区に地区委員会を設置し、この地区委員会の名称は、流通合理化委員会地区委員会（以下「地区流合委」という。）とする。

- 2 小委員の中から地区担当委員1名を選出し、地区担当委員は、当該地区を指導監督する。なお、地区担当委員の割当ては、小委員会で決定する。

(地区委員会会議)

第7条 地区委員会会議は、地区委員長が招集し、4ヶ月に1回以上の会議を開催する。

(地区委員会の資格等)

第8条 地区委員は、一般社団法人長野県自動車販売店協会の会員であり、第6条の当該地区に所属する店長もしくは営業所長があたる。

- 2 地区委員会には、委員の互選により委員長1名、副委員長1名以上を置き、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 正副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 正副委員長は、任期終了後も後任が就任するまでは引続きその職務を行う。
- 5 地区委員会の会計を明確にするため、預金口座を設ける。会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、預金口座は、指定金融機関である八十二銀行において開設し、「一般社団法人長野県自動車販売店協会 ○○地区流合委 理事長（協会代表者）」名義とする。

- 6 委員長は、この規約を委員に配布し、会の円滑な運営に努める。

(地区委員長の報告)

第9条 地区委員長は、以下の内容について速やかに部会長へ報告する。

- (1) 会計報告書の提出（会計年度終了後2ヶ月以内、別紙1号様式）
- (2) 会議結果等報告書の提出（別紙2号様式）
- (3) 役員及び委員の変更があった場合（別紙3号様式）
- (4) 会員販社で未加入店舗があった場合、又は店舗を廃止する場合（別紙4号様式）
- (5) 当該地区において重要な事案が発生した場合

(地区委員会への助成金)

第10条 地区委員会の活動費として、以下のとおり本会より助成する。

- (1) 会議開催に対する助成（支部負担）

第9条(2) 会議結果報告に基づき、出席委員1営業所当たり2,000円を本会から助成する。但し、1ヶ月内に複数回会議を行った場合の助成金は1回分を限度とする。支払方法は年4回（3月、6月、9月、12月の月末）に分け3ヶ月分をまとめて第8条第5項の預金口座へ送金する。なお、地区担当委員及び関係団体職員等が出席した場合は、その人数も加えて助成する。

- (2) 街頭指導活動に対する助成

交通安全運動等街頭指導活動の参加者に対し、報告書に基づき、参加人数により1人当たり1,000円を助成する。支払方法は、前1項と同様とする。

(雑 則)

第11条 この規約に定めるほか細部の取決め事項は、普通車部会が定める。

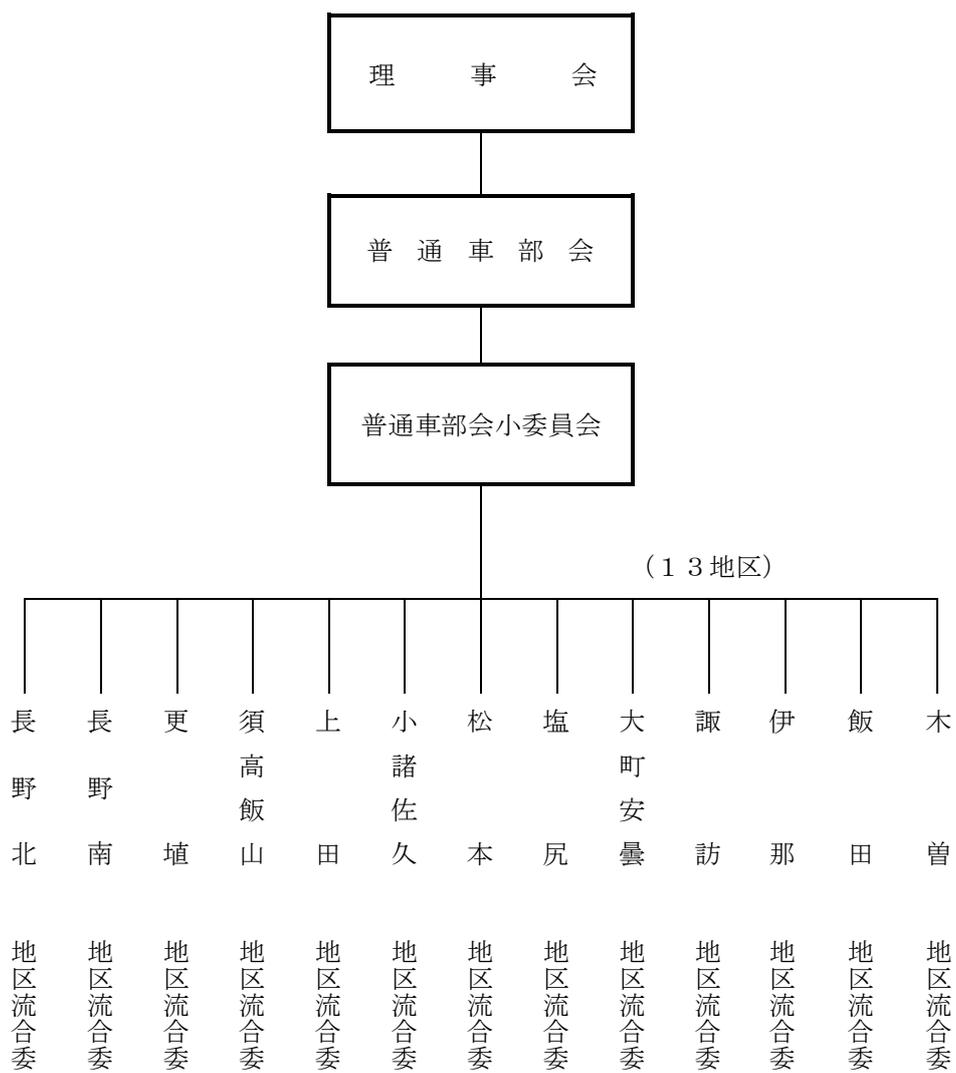
付則

この規約は、令和元年10月21日から施行する。

(別紙 1)

普通車部会 組織図

(令和元年10月21日現在)



【1号様式】 送信先 (Fax:026-226-5194 E-mail:nagano@nada.or.jp)

令和 年 月 日

普通車部会長 殿

地区名 _____
委員長名 _____ 印

会計報告書 (収支報告書)

以下のとおり預金通帳のコピーを添付し、会計報告します。

会計期間 令和 年4月1日 ~ 令和 年3月31日

前期繰越金	円	(預金	円・現金	円)
収入総額	円	… ①		
支出総額	円	… ②		
次期繰越金	円	(預金	円・現金	円)

(収入の部)

科目	決算額	備考
助成金	円	協会からの助成金
会費	円	
	円	
雑収入	円	預金利息
合計	円	①

(支出の部)

科目	決算額	備考
会議費	円	
雑費	円	
	円	
合計	円	②

添付書類チェックリスト

- 預金通帳のコピー (記帳日 年 月 日)
- 現金出納帳 ※未作成の場合は不要です。
- 収支報告書 ※未作成の場合は不要です。

※ この様式は協会ホームページからもダウンロードできますので、ご利用下さい。

【3号様式】 送信先 (Fax:026-226-5194 E-mail:nagano@nada.or.jp)

令和 年 月 日

普通車部会長 殿

地区名 _____

委員長名 _____ 印

役員・委員変更届

役員及び委員の変更について、以下のとおり報告します。

	地区 役職	社 名	役職	委 員 名	所 在 地	〒番号	電 話	FAX	新	新・中 併売	中
【変更前】											
【変更後】											

※ この様式は協会ホームページからもダウンロードできますので、ご利用下さい。

※ 変更が複数ある場合は、地区委員会名簿を訂正しご提出ください。

【4号様式】 送信先 (Fax:026-226-5194 E-mail:nagano@nada.or.jp)

令和 年 月 日

普通車部会長 殿

地区名 _____

委員長名 _____ 印

店舗加入・廃止届

未加入店舗の加入及び加入店舗の廃止について、以下のとおり報告します。

【加入】

会社・店舗名	役職	責任者氏名	所在地	電話	新	新・中 併売	中

※ 加入する場合は、加入を希望する店舗本社の承認を得てください。

【廃止】

会社・店舗名	役職	責任者氏名	所在地	電話	新	新・中 併売	中

※ この様式は協会ホームページからもダウンロードできますので、ご利用下さい。